山 監 査 第 5 1 号 平成30年(2018年)5月28日

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条 第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 松 尾 数 則

- 報告内容
  別紙のとおり
- 2 報告書提出先山陽小野田市長及び山陽小野田市議会
- 3 報告書提出年月日平成30年5月28日

## 定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

建設部

土木課、都市計画課、下水道課及び建築住宅課

3 監査の期間

平成30年5月9日から平成30年5月17日まで

4 監査の方法

今回の監査は、平成 29 年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

5 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、 地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、その旨を監査委員に通知された い。

- (1) 収入事務について(道路占用料)
  - ア 占用料の算定に一部誤りがある。関係法令等に基づき、事後処理を 含め適切な処理をされたい。
  - イ 免除対象占用物件ではないにもかかわらず免除としているものが ある。関係法令等に基づき、事後処理を含め適切な処理をされたい。

- ウ 占用期間が1月以上のものについて消費税が課されている。関係法 令等に基づき、事後処理を含め適切な処理をされたい。
- エ 接地棒については、占用料を徴しないとされているが、当該年度に おいては占用料を徴しているものがある。関係法令等に基づき、事後 処理を含め適切な処理をされたい。
- オ 道路占用許可において収入の原因の発生後、相当な期間が経過した後に調定されているものが多くある。適切な処理をされたい。

【土木課】